

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の健全性、透明性及び効率性を確保し、継続的に企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
大嶋 章禎	35,060,000	22.35
オオシマ ゼネラル ホールディング NO. 1, LLC	3,500,000	2.23
オオシマ ゼネラル ホールディング NO. 2, LLC	3,500,000	2.23
オオシマ ゼネラル ホールディング NO. 3, LLC	3,500,000	2.23
MELLON BANK,N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	1,435,039	0.91
日本証券金融株式会社	1,284,300	0.82
株式会社SBI証券	1,141,200	0.73
BANK JULIUS BAER AND CO.,LTD.	818,300	0.52
株式会社三井住友銀行	800,000	0.51
齋藤 秀昭	773,000	0.49

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部  
決算期 12月  
業種 電気機器  
(連結)従業員数 1000人以上  
(連結)売上高 100億円以上1000億円未満  
親会社 なし  
連結子会社数 10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記すべき事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 更新 8名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
村山 正和	他の会社の出身者								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b 他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
村山 正和	JLキャピタル株式会社顧問 独立役員	(社外取締役選任理由) 金融の専門家として、当社グループの財務体質強化等において、その経験と見識を経営に反映してもらうため (独立役員選任理由) 当社とは何ら利害関係はなく、取締役会等においては、当社グループ全体の事業の妥当性・適正性を中心に発言を行うなど、独立性は保持されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

(村山正和)

平成21年3月30日就任。平成21年12月期に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。取締役会では、社外取締役としての立場から、当社グループ全体の事業の妥当性・適正性を中心に発言を行なっております。また、金融の専門家としての見地から、当社グループの財務体質の強化のための助言・提言を行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

監査役の人数 3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から年間監査計画の説明や中間・期末の監査結果の報告を受け、また監査の実施状況について意見交換を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど、適宜会計監査人との連携を図っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

特記すべき事項はありません。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
石本 和昭	税理士					○			○	○
青木 成夫	他の会社の出身者								○	○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
石本 和昭	石本和昭税理士事務所所長 独立役員	(社外監査役選任理由) 取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため (独立役員選任理由)当社とは何ら利害関係はなく、取締役会等においては、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、税理士としての見地から、財務および税務に関する確かな意見を述べるなど、独立性およびモニタリングの適切性が保持されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため
青木 成夫	独立役員	(社外監査役選任理由) 取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため (独立役員選任理由) 当社とは何ら利害関係はなく、取締役会等においては、コンプライアンス・内部統制の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、独立性が保持されており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したため

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

(石本和昭)

平成21年12月期に開催された取締役会16回、監査役会15回の全てに出席いたしました。税理士としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社グループ全体の監査について、適宜必要な発言を行っております。

(青木成夫)

平成21年12月期に開催された取締役会16回のうち12回、監査役会15回のうち12回に出席いたしました。コンプライアンス・内部統制の観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社グループ全体の監査について、適宜必要な発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況      ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるための手段及び職務執行の対価として位置づけております。

ストックオプションの付与対象者      社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより、経営参画の意識を高めることを目的としています。

【取締役報酬関係】

開示手段      有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役報酬は、全取締役の総額とその内数として社外取締役の総額を開示しております。また、監査役報酬は、全監査役の総額とその内数として社外監査役の総額を開示しております。

第23期(平成21年1月1日から平成21年12月31日)における取締役及び監査役に支払った報酬等の総額は260百万円であり、その内訳は、取締役7名に対して234百万円(うち社外取締役2名に対し11百万円)、監査役4名に対し25百万円(うち社外監査役3名に対し12百万円)であります。

なお、上記には、第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおりません。

また、第23期中に費用計上したストックオプションによる報酬額64百万円(取締役4名に対し60百万円、監査役2名に対し4百万円)を含んでおりません。

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

役員室を中心に関連部署にて適宜対応しております。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新******<取締役>**

当社は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うため、当社グループの事業に精通した人材を取締役に登用することを基本としておりますが、経営の透明性、公平性を確保するためには、外部から経営活動を監督し、問題提起や経営環境の変化への対応策などについて意見をいただくことも重要であると考え、社外取締役も招聘しております。現在の取締役は8名、うち1名が社外取締役であります。

**<取締役会>**

当社取締役会は、毎月1回の定例開催のほか必要に応じて機動的に開催し、十分な情報交換と議論を尽くし、各取締役の認識の共通化を図ったうえで意思決定を行っております。また、グループ各社からは定期的に経営状況の報告を受け、経営方針についてグループ全体の意思統一を図るため適切に討議、決定しております。

なお、当社及び当社グループの一部では執行役員制度を導入しており、意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役及び取締役会がよりの確に業務執行の監督ができる体制にしております。

**<監査役>**

各監査役は監査役会で策定された監査方針に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べるほか、取締役等から営業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。現在の監査役は3名、うち2名が社外監査役であります。

**<監査役会>**

監査役会は毎月1回の定例開催のほか必要に応じて機動的に開催し、監査役相互の十分な情報交換及び意思の疎通を図り、適切な監査につなげております。

**<会計監査人>**

当社は有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、定期的な監査のほか、適宜相談し会計処理の正確性、透明性の向上に努めております。また、同監査法人に対しては「会社法」に基づく監査も依頼しております。

平成21年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 隆司

指定有限責任社員 業務執行社員 下条 修司

※継続関与年数については、全員7年以内であります。

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 4名 その他 10名

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネット(携帯電話からも可)により議決権を行使することができます。
その他	事業報告等のビジュアル化を行なっております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、代表取締役会長が出席する決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、決算説明会資料	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部	
その他	携帯電話向けIR情報サイトにより、会社概要、業績概況、最新ニュース、株価等の情報を発信しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、行動規範である「企業倫理規程」を定め、グローバルな視点に立ち、常に国際社会と調和を図り、地域社会及びステークホルダーの生活に貢献できる製品とサービスを提供するため、各国の法令を遵守し、確固たる企業倫理と社会的良心をもって、誠実に行動するように努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを定め、ホームページに掲載しております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新 <内部統制システム構築の基本方針>

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業倫理規程」等のコンプライアンス体制にかかる規程を、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。本件所管部署は総務部とし、同部を中心に役職員への教育等を行い、その徹底を図る。内部監査人は、総務部と連携し、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとする。また、法令上疑義ある行為等については、使用人が直接に情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

#### (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役及び執行役員(以下、「役員」という。)の職務執行にかかる情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存する。役員及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、輸出入管理等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署において諸規則の策定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は総務部が行うものとする。新たに生じた重大なリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたるものとする。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全役職員が共有する全社的な目標を定め、業務担当役員は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び「職務権限規程」に基づく効率的な目標達成のための方法を定める。業務担当役員は、その進捗状況を定期的に取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すものとする。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業に関して責任を負う役員を任命し、法令順守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。これには、CEOがグループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。総務部は、これらを横断的に推進し、管理する。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人は置かないものとする。ただし、監査役は必要に応じて総務部長の了承を得た上で、総務部所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その使用人は、その命令に関して役員及び総務部長の指揮命令を受けないものとする。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に定める事項(会社法第357条)に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況をすみやかに報告する。報告の方法は、取締役と監査役との協議により決定する。

#### (8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役、業務担当役員等との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査役は、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項 更新

#### <会社の支配に関する基本方針>

当社は、平成21年7月31日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

#### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合であっても、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

この点、当社の企業価値の源泉は、グループ各社の有する(1)ネットワーク機器業界のリーディングカンパニーとして創業以来蓄積してきた経験とノウハウ、高度な技術力に基づいた情報通信機器全般に関する総合力、(2)急速かつ激しい技術革新に対応し、「高性能」「高品質」「高い信頼性」を保持しつつ「コストパフォーマンス」に優れた製品を安定的に供給することのできる研究開発力、(3)お客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる製品及びサービスの豊富さ、(4)世界に広がる多くの顧客及び取引先、パートナーとの長期的な友好関係に基づく強固な信頼関係にあります。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられる者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### 2. 取組の具体的な内容の概要

##### (1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来20年以上継続してきた「法人向けネットワーク機器」の開発・製造・販売の更なる拡充と、サポート・サービスの充実を中心とした様々な施策を実行することで、当社の企業価値を向上させることに鋭意取り組んでおります。

##### (ネットワーク機器事業)

当社グループは、創業以来、世界21ヶ国に広がる販売拠点と業界随一の幅広い製品ラインナップにより、世界でも有数のネットワーク機器総合メーカーとしての地位を築いてまいりました。常に機器メーカーとしての原点に立ち戻り、お客様のニーズをいち早く取り入れた技術的に優れた製品をタイミングよく開発・販売することで主力製品の拡販を進めております。今後は、更なるサポート・サービスの充実と最適なITシステム基盤構築を行うためのプロフェッショナルサービスの展開など幅広い事業戦略を推進し、より一層の安定的な収益基盤の確保を目指してまいります。

##### (IPTリプルプレイ事業)

当社グループは、IPネットワーク上のマルチメディア化にいち早く注目し、IPTリプルプレイ事業の準備(機器の開発、販売体制構築)に、戦略的開発投資を行ってまいりました。その結果、現在、世界各国のユーザーに真のIPTリプルプレイが提供され始めております。当社グループは、IPTリプルプレイ事業は、長期的に成長が見込める市場であると考えており、今後も継続して投資を行ってまいります。

##### (ア)NSP(ネットワーク・サービス・プロバイダー)

当社グループは、欧米にて拡大しているIPTリプルプレイ市場にいち早く対応し投資を継続しており、機器の開発からサポート・サービス、コンサルティングまでワンストップで提供可能な体制を整え、マーケットリーダーとしての地位を確立してまいりました。また、IPTV等新たなサービス需要に対しては、大手インテグレーターとの強力なパートナーシップを背景に、営業力と商品力の両面の強化により事業の拡大を図っております。

##### (イ)IP-GSP(IPグローバル・サービス・プロバイダー)

IP-GSP事業は、大学や米軍基地など一定のエリアにおいて、インフラの敷設からIP電話、IPTV、その他ネットワーク等、様々なサービスやコンテンツを提供する事業です。当社グループは、機器メーカーとしての範疇を超え、ネットワーク構築からそれを利用したサービス提供まで総合的に提供できる企業集団としての体制を整えてきておりますが、今後もこの事業を拡大することにより、グローバルに展開している企業へのビジネスゲートウェイとしての役割も担うことが可能となるとともに、サービスに応じた収入を得るビジネスモデルに基づき、より安定的収益の確保につながる事業として強化してまいります。

##### (研究開発事業)

ネットワーク関連市場は世界的に製品開発が激化しており、絶え間なく技術革新が進んでおります。当社グループは従来より売上高の一定割合を研究開発に投資するなど、先端技術の研究開発に取り組んでまいりました。ネットワーク関連機器の総合メーカーとしての地位を確保し、更なる成長を遂げるとともに企業価値を向上させるためには、研究開発は欠かせない事業であり、今後も将来を見据えた活動を行ってまいります。

##### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成21年7月31日開催の取締役会において、上記のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入いたしました。なお、本プランは、平成22年3月30日開催の当社第23回定時株主総会において、有効期間の延長が承認されております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑制するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買付けしようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるとともに、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができませんものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排除するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

##### (3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本プランは上記の基本方針に沿うものであり、また以下のような特段の配慮がされていることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### (ア) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

(イ)買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意の原則、③必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。

(ウ)株主意の重視

本プランの有効期間は、本プランの有効期間は平成22年3月30日開催の当社第23回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までの約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(エ)独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(オ)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(カ)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

